

特定建築物概要 記入上の注意事項
(特別区用)

本概要は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(東京都規則第 85 号)(以下「細則」という。) の規定に基づき、特定建築物届の添付書類としてご利用いただけるよう作成したものです。この記入上の注意事項を参考にご記入いただきますようお願いいたします。

なお、一つの特定建築物届(建築確認上 1 棟扱い) で複数の建築物がある場合には、別途ご相談ください。

第 1 特定建築物の名称、所有者等に係る事項

- 1 特定建築物の名称 : 一般的に標ぼうしている特定建築物(ビル) の名称を記載する。
- 2 所在場所 : 特定建築物の所在を表す住居表示を記載する。
- 3 特定用途 : 法施行令第 1 条の用途(11 用途) で最も占有面積の大きな用途(主な特定用途) を一つ○で囲む。
- 4 所有者氏名・住所 : 特定建築物の所有者の氏名及び住所を記載する。
 - (1) 法人の場合は、氏名欄にその名称、代表者の役職(代表取締役、社長等法人代表者となる。) 氏名を、住所欄に主たる事務所の所在地を記載する。
 - (2) 共有又は区分所有している場合は、当該共有者又は区分所有者を所有者として、全ての者を記入欄に記載する。なお、5 以上ある場合は別添に記載する。

5 届出者氏名・住所

《所有者以外の場合、当該特定建築物の全部の管理について権原を有することを証する書類が必要(注 1)》

- : 特定建築物の所有者又は、当該特定建築物の全部の管理について維持管理権原を有する者の氏名及び住所を記載する。
- (1) 法人の場合は、氏名欄にその名称、代表者の役職(代表取締役、社長等法人代表者となる。) 氏名を、住所欄に主たる事務所の所在地を記載する。
 - (2) 所有者又は、全部の管理について権原を有する者が複数となる場合には、その代表(『所有者代表』と記入) とすることが望ましいが、やむを得ず連名となる場合は、別の記入欄に記載する。なお、3 以上ある場合には別添に記載する。

6 維持管理権原者氏名・住所

《所有者以外の場合、当該特定建築物の維持管理について一切の権限を有することを証する書類が必要(注 2)》

- : 特定建築物の所有者又は、当該特定建築物の維持管理について一切の権限を有する者の氏名及び住所を記載する。
- (1) 法人の場合は、氏名欄にその名称、代表者の役職(代表取締役、社長等法人代表者となる。) 氏名を、住所欄に主たる事務所の所在地を記載する。
 - (2) 維持管理についての権原を持つ者の地位を分割又は、重複している場合は、全ての維持管理権原者を記載する。なお、2 以上ある場合は別添に記載する。

- 7 管理担当連絡先 : 東京都からの講習会開催通知、検査等の調整のための連絡先を記載する。
- (1) 部署名 : 当該特定建築物の管理担当・連絡先となる管理会社、担当事業所などの名称及び担当部署の名称を記載する。
- (2) 担当者 : (1)の担当者氏名を記載する。
- (3) 電 話 : (1)の電話番号を記載する。
- (4) F A X : (1)の F A X 番号を記載する。
- (5) あて先 : (1)の所在地が特定建築物の所在場所と異なる場合は、末尾の空白欄に記載する。

注 1

届 出 者 : 所有者の権限として、当該特定建築物の滅失・毀損を防止し、その価値を維持し、それを利用及び改良することの全てを権利に基づきなし得る者をいい、当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者となる。

したがって、当該特定建築物所有者から契約により、特定建築物の全部の管理の権限を与えられていなければ、法第 5 条で規定する特定建築物所有者等（届出者）には、なり得ない。

注 2

維持管理権原者 : 所有者、占有者等は、法第 4 条第 1 項で規定する建築物環境衛生維持管理基準に従い、当該特定建築物を維持管理することが義務付けられた維持管理権原者とされている。

しかし、特定建築物の所有者以外に占有者が存在する場合であっても、当該特定建築物所有者から契約により、特定建築物の維持管理に関する一切の権限を与えられていなければ、占有者が維持管理権原者にはなり得ない。

第 2 建築物環境衛生管理技術者に係る事項

《建築物環境衛生管理技術者の免状本証（提示のみ）及びその写しが必要》

- 1 氏 名 : 選任した建築物環境衛生管理技術者の氏名を記載する。
- 2 住 所 : 当該建築物環境衛生管理技術者の現住所を記載する。
- 3 免状番号 : 当該建築物環境衛生管理技術者の免状番号を記載する。

第3 特定建築物の構造設備の概要

建築概要

- 1 延べ建築面積 : 建築基準法施行令第2条第4号でいう「延べ面積」を記載する。
- 2 特定用途に供される部分の延べ面積 : 当該特定建築物における各階の「特定用途（そのもの）の部分」、「特定用途に附随する部分」及び「特定用途に附属する部分」の面積の合計を記載する。（注3）
- 3 建築面積 : 建築基準法施行令第2条第2号でいう「建築面積」を記載する。
- 4 階 高 : 建築基準法施行令第2条第8号でいう「階数」を記載する。
- 5 建築年月 : 建築基準法第7条の6の「検査済証」の交付の年月を記載する。
- 6 特定建築物が使用に至った年月日 : 特定用途に供される部分の一部若しくは、全部の使用を開始した年月日を記載する。
- 7 各階延べ面積・用途 : 使用階ごとの規模等について記載する。
 - (1) 階 : 一般的に標ぼうしている階数表示を記載する。
 - (2) 延べ面積 : 当該使用階の建築基準法施行令第2条第3号でいう「床面積」を記載する。
 - (3) 特定用途に供される部分の延べ面積 : 当該使用階における「特定用途（そのもの）の部分」、「特定用途に附随する部分」及び「特定用途に附属する部分」の面積の合計を記載する。（注3）
 - (4) 用 途 : 特定用途及び特定用途以外の用途ともに記載する。
なお、特定用途以外の用途とは、診療所・病院・工場・寮・住宅・スポーツクラブ・公衆浴場・公共駐車場などを指す。

注3

特定用途（そのもの）の部分 : 事務所の事務室の部分や店舗の売り場の部分など、専用部分をいう。

特定用途に附随する部分 : 廊下、階段、機械室、便所等のいわゆる共用部分で、特定用途（そのもの）の部分と密接不可分の関係にある部分である。

特定用途に附属する部分 : 「特定用途に付随する部分」以外の部分で、店舗内の倉庫、事務所に附属する専用駐車場などが該当する。

空気調和設備

- 1 主な空気調和方式 : 当該特定建築物の基準階（地下機械室などを除く。）における主な設備を一つ選択する。
 - (1) 制御方式 : 該当する制御方式を○で囲む。
 - (2) 空調方式 : 該当する空調方式を○で囲む。該当するものがない場合には、その他のカッコ内に記載する。
なお、(1)の制御方式を「機械換気のみ」、「なし」とした場合は、未記入とする。
- 2 全熱交換器 : 設置の有無を○で囲み、設置形態として外調機などに設置している場合は「全体」を、パッケージに設置、若しくは、各階に単独設置している場合などは「個別」を○で囲む。
- 3 フィルタの種類 : 室内用及び外気用に使用している除塵フィルタのうち、主に使用している最も性能の良いものを○で囲む。（室内・外気各1種）

- 4 加湿装置 : 空調用加湿器(卓上用を除く)設置の有無を○で囲む。
(1) 加湿方式 : 主に使用している加湿方式を一つ○で囲む。
(2) 加湿使用水 : 該当する加湿使用水を○で囲む。
- 5 冷却塔 : 当該建築物に設置されている冷却塔(地域冷暖房、通信設備、冷蔵倉庫用などのビル管理外設備を含む)の有無を○で囲む。
(1) 種類・台数 : 当該冷却塔の種類を○で囲み、その台数を記入する。
(2) 冷却塔使用水 : 該当する冷却塔使用水を○で囲む。

給水設備

- 1 水源の種別 : 飲料水に使用している原水で該当するものを○で囲む。
- 2 専用水道の有無 : 水道法第32条に規定する専用水道に該当又は専用水道から給水を受けている場合は、「有」を○で囲む。
- 3 水道の区分 : 該当するものを一つ○で囲む。
a 簡易専用水道
有効容量 10 m³超の受水槽を設置し、水道水のみが供給されている施設(水道法第34条の2)
b 小規模貯水槽水道
有効容量 10 m³以下の受水槽のみを設置している施設(各区の要綱等で規定)
c その他
いずれにも該当しない場合に選択し、カッコ内に記載する。
- 4 塩素滅菌器の有無 : 設置の有無を○で囲む。
- 5 給水の方式
(1) 受水槽方式 : 受水槽が有る場合、その給水方式を○で囲む。
(2) 水道直結方式 : 受水槽が無い場合、その給水方式を○で囲む。
(3) その他 : 受水槽方式、水道直結方式では表せない場合、記載する。
- 6 防錆剤使用の有無 : 細則第4条第1項に規定する「特定建築物給水用防錆剤使用開始届」を提出した場合にのみ、「有」を○で囲み、防錆剤の種類を記載する。
- 7 給水管の材質 : 飲用給水管に使用している材質を○で囲む。
- 8 貯水槽 : 受水槽(水道水等を初めに貯水する水槽)及び高置水槽(受水槽からの給水を受けている貯水槽、中間水槽、二次受水槽を含む。)に関する構造設備について記載する。紙面に記載できない場合は別添とする。
(1) 有効容量 : 貯水槽ごとに通常貯水(最低水位と最高水位の差から算定)している水量記載する。
(容器としての水槽の大きさではない。)
(2) 構造 : 本体の材質で該当するものを○で囲む。
(3) 内装 : コンクリート製、木製等に内部コーティング等が施工されている場合にその材質等を記載する。
(4) 設置場所 : 各貯水槽の設置されている階層を記載する。

給湯設備

- 1 給湯の方式 : 中央式（貯湯槽、ストレージタンク、熱交換器等を使用して給湯しているもの。循環式だけでなく一方通行のものも含まれる。）の場合には、○で囲み、カッコ内に系統数を記載する。なお、電気式給湯設備等を手洗いごとに設置している場合は、局所式のみを○で囲む。
- 2 循環ポンプの有無 : 設置の有無を○で囲む。循環ポンプとは、貯湯槽内の水を攪拌し水温を均一にするため設置されたものを指す。
- 3 給湯管の材質 : 飲用給湯管に使用している材質を○で囲む。
- 4 塩素滅菌器の有無 : 設置の有無を○で囲む。
- 5 給湯水の用途 : 該当する用途を○で囲む。（複数選択可）
- 6 貯湯槽の有無 : 設置の有無を○で囲む。設置の場合、カッコ内に槽数を記載する。

雑用水設備

- 1 雑用水槽の数 : 雑用水系統の一次貯水槽（上水補給や処理水を貯水する水槽）の数を記載する。
- 2 雑用水槽総容量 : 1の雑用水槽の有効容量の合計を記載する。
- 3 雑用水槽設置場所 : 1の雑用水槽の設置されている階層を記載する。
- 4 原水の種類 : 雑用水に使用している原水で該当するものを○で囲む。（複数選択可）
- 5 原水のし尿含有に有無 : 再生水及び工業用水等を原水に使用する場合、処理水の原水にし尿が含まれているかの有無を○で囲む。
- 6 雑用水の用途 : 該当する用途を○で囲む。（複数選択可）
- 7 塩素滅菌器の型式 : 設置している滅菌器のメーカー名・型式を記載する。

排水設備

- 1 雑排水槽 : 手洗い、機械室排水、ドレン排水、厨房排水など便所排水（污水）を含まない排水を貯留する槽について記載する。（多数設置されている場合、別添として槽ごとに記載する。）
 - (1) 雑排水槽の数・総容量 : 設置している雑排水槽の数及び貯留する容量の合計を記載する。
 - (2) 雑排水槽の設置場所 : (1)の設置されている階層を記載する。
 - (3) 厨房排水流入の有無 : 厨房排水が流入の有無を○で囲む。
 - (4) ばっ気・攪拌装置の有無 : 設置の有無を○で囲む。いずれかの機能を持つ装置が設置されていたら「有」を○で囲む。
- 2 汚水槽 : 便所排水のみを貯留する槽について記載する。（多数設置されている場合、別添として槽ごとに記載する。）
 - (1) 汚水槽の数・総容量 : 設置している汚水槽の数及び貯留する容量の合計を記載する。
 - (2) 汚水槽の設置場所 : (1)の設置されている階層を記載する。
 - (3) ばっ気・攪拌装置の有無 : 設置の有無を○で囲む。いずれかの機能を持つ装置が設置されていたら「有」を○で囲む。

3 合併槽

：雑排水及び汚水の両方を貯留する槽について記載する。（多数設置されている場合、別添として槽ごとに記載する。）

- (1) 合併槽の数・総容量 : 設置している汚水槽の数及び貯留する容量の合計を記載する。
- (2) 合併槽の設置場所 : (1)の設置されている階層を記載する。
- (3) 厨房排水流入の有無 : 厨房排水の流入の有無を○で囲む。
- (4) ばっ気・攪拌装置の有無 : 設置の有無を○で囲む。いずれかの機能を持つ装置が設置されていたら「有」を○で囲む。

清 掃

廃棄物集積場所

：当該建築物の統一的な廃棄物、再利用対象物保管場所について、所在を特定するために記載する。（テナントごとに管理している場所を除く。）

- (1) 面 積 : 各区の清掃事務所と協議後、条例規定による設置届に記載されている面積を記載する。
- (2) 設置場所 : (1)の設置されている階層を記載する。

お問い合わせ先

江戸川保健所
生活衛生課 環境衛生係
電話 03 (3658) 3177